

会 議 録

日	令和6年8月21日 (水)	時間	10:35～11:45	場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
件名	第1回糸魚川市コンプライアンス審査会				
出席者	【出席者】 10 人 ◎糸魚川市コンプライアンス審査会委員（5人） 備酒貴也（会長）、朝日啓、小田島澄恵、高尾知夕紀、早川正明 ◎市（5人） 総務部長 大嶋利幸 総務課長 嶋田猛 総務課長補佐 川原隆行 総務課職員係長 上野一樹 総務課職員係主査 前田希恵				
	傍聴者定員	4 人	傍聴者数	0 人	

会議要旨

- 1 開会（10：35）
（進行：嶋田課長）
- 2 委員・事務局紹介
- 3 議事
（進行：備酒会長）
 - (1)令和5年度の取組状況について
（資料説明：上野係長）
 会 長＝研修の参加率は。
 事 務 局＝全員参加としているものについては、対象者が正職員、会計年度を含めて約1,000人になるので、参加率は3～4割程度となる。正職員全員を対象としているeラーニングで実施したハラスメント研修は、4分の3以上が参加している。
 会 長＝研修で初めて取り組んだものはあるか。
 事 務 局＝事務のミスをもどのように減らせば良いかという話が挙がったので、令和5年度は初めて事務ミス防止研修を実施した。内容としては、なぜ事務ミスは起きるのかなどについて、グループワークで話し合うなどした。

 委 員＝ハラスメントアンケートについて、意見がまとめられているが、集計後何かに反映されているのか。
 事 務 局＝集計結果は部課長会議で共有し、職員全体にフィードバックしている。また、アンケートで出た意見をもとに、事務ミス防止研修を実施した。
 事 務 局＝アンケートで出た意見については、職員全員で共有し、各所属で対応策について協議している。
 委 員＝意見欄について、個人が特定されてしまう可能性があるのでは課名は除いても良いのではないか。
 事 務 局＝そのような意見もあったので、今年度実施しているアンケートの集計では、課名を書かないようにしたいと考えている。
 委 員＝アンケートは記名式か。

事務局＝無記名としている。所属と、正職員か会計年度任用職員か、役職付きかどうかについて記入してもらっている。

会長＝ハラスメントを受けているかの記述欄に、サービス残業の強要や、年休が承認されない等、事実であれば問題なものがある。これについては、コンプライアンス推進委員会が指導する立場にあると思うがどうか。

事務局＝総務課に通報窓口を設けているが、実際に訴えはないため、指導に至っていない。こちらに正式に訴えが無いということは、解決しているか、大きな問題になっていないものと思われる。アンケート結果を周知することで、自分たちを顧みてもらう機会になればと考えている。

会長＝匿名のアンケートであるので、その内容をもってコンプライアンス違反事例とするには通報がないと難しいということか。

事務局＝そういうことになる。ただ、アンケートの意見で、市議会議員からハラスメントを受けているというものがあつたため、市議会議員に対し、ハラスメントに関するアンケートを議会事務局で実施した。

委員＝年休取得時、申請理由を明記しなくてはならないのか。

事務局＝基本的には理由が求められるものではない。

事務局＝忙しい時期等については、休暇取得について話をすることはある。今回の意見はどういった状況かわからないが、不当な取り扱いが無いよう部課長で共有したい。

会長＝職員への共有について、コンプライアンスの観点からみて、具体的な事例を挙げて注意すべき事項についても周知されているか。

事務局＝そこまでの周知は行っていない。

会長＝部課長で共有されたとしても、どこを問題視すべきかなど、ある程度指針を示した方が次につながらと思う。

委員＝研修は執務時間中に行われるのか。

事務局＝基本的には執務時間中だが、業務都合で参加できない方もいるので、時間外に実施する場合もある。

会長＝研修の参加者が伸びない理由として、研修時間が長時間なために的まとまった時間をとることが難しいということもあるか。

事務局＝日付・時間を指定した研修は、参加が難しくなっていると感じている。その改善のために、eラーニング等も活用して、どこでもいつでも研修を受けられる体制をとっていきたいと考えている。また、内容も何年も繰り返しているとマンネリに感じる人がいる。交通安全講習会もマンネリ化してきているが、違反や事故がある以上、やらなければならないので、考えていかなければならない。

委員＝アンケートはいつ頃実施したのか。アンケート結果にも記載をしてほしい。

事務局＝6月から8月にかけて実施した。

委員＝令和4年度からアンケートを実施し、傾向に変わりがないとのことだが、分析も必要になると思うがどうか。

事務局＝今年度も集計に取り掛かっているところだが、マンネリになってきており、回答率も落ちている。傾向も大きな変化がない状況ではあるが、こういったアンケートを実施することで緊張感が保たれるという意見もあつた。やり方自体を考えていく必要性を感じている。

事務局＝研修を実施しても劇的に数値が変わるというのは考えづらい。継続して取り組むことによって、市としてもコンプライアンスに対してしっかり取り組んでいるということを示すという効果もあると考える。

会長＝議事(1)について議決ということではないが、了承ということでよろしいか。
他の委員＝異議なし。

(2)令和5年度コンプライアンス案件状況について

(資料説明：上野係長)

委員＝令和5年度は庁用車使用中の事故が多いようだがその理由は。

事務局＝運転しなれない車というのが1つの要因と考えている。バックでぶつける事故が多い。自家用車ではバックモニターが付いている場合が多く、それに慣れてしまいきちんと確認しない人が多いのではないかと感じている。

委員＝庁用車にバックモニターはついていないのか。

事務局＝普通車等大きいタイプにはついていないが、軽にはつけていない。自分の車とは運転感覚が違うので、今後考えていきたい。

会長＝交通違反は自己申告か。

事務局＝正職員、会計年度任用職員含め、事故・違反は必ず報告することになっている。隠している人はいないと思うが、可能性としては若干ある。

事務局＝事故違反をしたときは、職員と所属長で私のところに事故報告を持参し、状況と背景を説明するように求めている。抑止力になればと考えている。

会長＝制裁があるとなかなか自己申告は難しいかもしれない。自己申告せず後から発覚した場合は、処分が重くなるのか。

事務局＝違反については、警察から連絡が来るわけではないので、後からはわからない。庁用車については、全車ドライブレコーダを搭載しているので、後から傷ついているのがわかった場合等は厳重に注意している。

事務局＝勤務時間外にマイカーで起こした事故について、相手方がある場合は、話がうまく進んでいるか、怪我はないか等確認し、今後の業務に影響が無いよう、指導するようにしている。

会長＝ハラスメントについて、今回の報告事例では、総務課に通報があつて、総務課内部で調査をし、ハラスメントには該当しないという処理としたということで良いか。

事務局＝そのとおり。相談者から、ハラスメントに該当するのではないかととの相談があり、相手方にもどのようなことがあったのかを確認した。

会長＝コンプライアンス審査会の所掌事務に、コンプライアンス違反の疑い事例の調査に関することにも含まれているが、審査会に回ってくるかどうかの判断はどこでされるのか。

事務局＝今回の場合は、ハラスメントについての審査前に、まずハラスメントにあたるかどうかを調査してほしいとのことだったので、まず総務課の方で調査をした。審査会にお話しする内容ではないとの判断とした。

会長＝審査会が立ち上がってから、一度も調査業務を行ったことはないのか。

事務局＝調査の実施は無い。審査会が立ち上がった経過として、職員の官製談合違反があった

ことがきっかけであるので、刑事事件レベルや裁判レベルの話があれば、集まっていたことになる。

会 長＝今回の場合で、最初の相談先が総務課ではなく外部相談員だった場合は、外部相談員の2人が調査に入ったと思うので、こういったスキームなのかと思うところがある。総務課に通告が入った場合には、1度総務課でチェックが入り、審査会に諮問するかどうか判断をして回ってくるということで良いか。

事 務 局＝そういうことになる。

委 員＝相談があったときは、1人の職員が対応して、判断するのか。

事 務 局＝限られた職員で対応している。今回関わったのは2人。

委 員＝相談に来られた方は納得しているか。

事 務 局＝納得している。

会 長＝行動指針を見ると、総務課職員係が受け付けると、コンプライアンス審査会に報告することになっているが。

事 務 局＝はっきりハラスメントとわかっているものであればこのスキームに乗れるが、今回の場合だと、審査会へ報告してよい内容かどうかの判断も難しいところであった。

会 長＝通報者が言うとおりの事実があったのかなかったのか、仮にあったとして、それがコンプライアンス違反と評価できるのかというのが審査会の調査事項と理解している。内部通報の場合には、内部から情報が来ないと審査会としては分からないところなので、今後検討いただきたい。

事 務 局＝所掌事務や通報体制含め、あいまいな部分については、改めて検討し報告する。

委 員＝アンケートの結果を見ると、ハラスメントの不満を持っている人もいるようだ。そこを総務課で判断して説明しただけだと制度の意味がない。線引きを検討したほうが良い。

事 務 局＝内部の問題を内部で押さえつけたような意味合いにもとらえられかねないので、審査会の皆さんに相談する案件は相談し審査していただけるよう再度検討する。

会 長＝外部委員が行う方が、透明性が上がる。量にもよるが、全員調査を行うことも可能。

委 員＝交通事故があったとか、ハラスメント事例があった場合、職員に情報共有をしているか。

事 務 局＝交通事故等の件数については、部課長会議で周知し、全職員も見られるようにしているほか、事故違反があったときには都度グループウェアで周知して啓発している。ハラスメントの事例については出し方が難しいが、必要性を考えていかなければと考えている。

会 長＝ほかに意見が無ければ議事(2)についてご了承いただいたということで良いか。

他の委員＝異議なし。

(3)令和6年度の取組について

(資料説明：上野係長)

会 長＝ハラスメント相談窓口に相談した後はどうなるのか。

事 務 局＝相談を委託業者が受け、その内容を個人が特定されない最小限の内容で総務課に報告される。相談者が個人の情報も含めて報告してほしいとした場合は、そのまま報告があり、また、内容を総務課へ伝えたくないという相談者の場合は、相談があったこと

のみが報告される。

会 長＝現状で外部への相談制度として、外部相談員を設けていたが、それに加えてハラスメントの部分だけではあるが、外部相談窓口を設けたことについて、重なる部分があると思うが。

事 務 局＝これまで弁護士のお二人に外部通報窓口という形でお願いしてきたが、弁護士という職業を考えると相談がなかなか難しいところもあったので、ハラスメントの部分については別に相談窓口を設けた。

会 長＝外部相談員の役職が弁護士だから通報する方のハードルが高いということか。

事 務 局＝それもあるし、利益相反の問題もあるかと考える。

会 長＝どちらの場合も、対処できなかったときに別の機関を設けた方が良いということもあるか。

事 務 局＝選択肢は複数あった方が良いというところでもある。

会 長＝外部相談員の役割として、通報を受け付けるだけではなく、審査と調査を行うという審査会の内容と重なるところがある。

事 務 局＝重なるところがある。ここも含めて見直したい。

会 長＝最終的に複数人での審査が予定されているのに、相談を受けた調査員が事実確認をし、内容によっては市の内部の方からも話を聞かれ、通報者の方は2回聞き取りをされることになる。外部相談員は内部と比べて話しやすいところもあるので賛成だが、その後どこまでやるのか、どう処理するのかは確認が必要。

委 員＝ハラスメント相談窓口を設置したことについて職員に周知をしたのか。

事 務 局＝4月から設置し、グループウェアで周知した。現時点で相談件数は0件。

委 員＝外部相談員は継続しているが、今まで一度も相談は無い。ハードルは高いかもしれないが、せっかくそういう制度があるので、皆さんに周知したほうが良いと思う。

事 務 局＝定期的に周知したい。

会 長＝重点テーマが昨年度と同じ理由は。

事 務 局＝繰り返し、継続してやっていきたいという思いだが、マンネリととらえられる部分もある。今回は最後までにしたいとも考えている。

会 長＝市が求めるコンプライアンスが多様なのでコミュニケーションで解消できる部分もあると思うが、結び付かないものもある。

事 務 局＝官製談合の時は、その事実に関りも気づかなかったことが大きい。当時の外部委員会の中でもそういった話があったので、異変があったときに気づける職場ということでコミュニケーションというテーマを設定した。そればかりではないと思うので、別の方向からのものも考えなければと思っている。

会 長＝コンプライアンスを遵守すると、こういういいことが起こるといふ、具体的なスキームがあると、皆さん意識しやすい。コミュニケーションをとることが目的ではなく、コミュニケーションをとったときにコンプライアンスを達成できることが目的。これがうまくいくと、こういうミスが防げるという風につながっていくと、取り組みも変わる。挨拶も大事だが、挨拶をすること自体が目的ではなく、その先が目的。そういう観点で書いてあるものもあれば、遠いところもある。

会 長＝他になければ議事(3)も了承ということで良いか。
他の委員＝異議なし。

(4)その他

会 長＝何かあるか。

他の委員＝特になし。

会 長＝本日の議事はすべて終了とする。

4 閉 会（11：45）

事 務 局＝職員の倫理観向上、コンプライアンス体制の構築推進が継続して求められている。職員自身もなぜコンプライアンスを遵守しなければならないのか、どうすれば順守できるのかということも課題として挙がっている。今後とも協力をいただきたい。次回は3月を予定しているが、別途必要な案件が生じた場合にはお集まりいただきたい。